

## 宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成23年4月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、補助金等の取扱いに関する規則（平成元年規則第19号）に定めるもののほか、宝塚市内において営利を目的としない法人その他の団体が行う児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を行う者に対し、当該事業に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、営利を目的としない法人その他の団体で、市長が適当であると認めた者とする。

（補助対象事業の要件）

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する放課後児童健全育成事業とする。

(1) 次のア又はイの児童を対象として行うものであること。

ア 市内に住所を有し、小学校に在学する児童で、保護者の就労、長期にわたる疾病その他の理由により、下校後家庭において適切な指導を受けることができない児童

イ 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める児童

(2) 次のアからウまでの活動を行うものであること。

ア 自主的な学習の促進による自学自習の精神及び生活態度のかん養

イ 異年齢集団活動による仲間づくりの推進

ウ 前2号に掲げるもののほか、児童の興味関心の発揚及び情操の高揚

(3) 宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守して行うものであること。

(4) 市長が特に認める場合を除き、年間の平均入所児童数が5人以上見込まれること。

(5) 市長と事前に協議して育成料の額を定め、対象児童の保護者から育成料を徴収していること。

(6) 次のアからウまでに掲げる日を、当該事業を行う事業所（以下単に「事業所」という。）の休所日とするものであること。

ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

ウ 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める日

(7) 事業所の開所時間を、次に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める時間とするものであること。

ア 2月1日から10月31日までの期間 次の(ア)又は(イ)に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定める時間

(ア) 小学校の授業日 下校時から午後5時まで

(イ) 小学校の休業日 午前8時30分から午後5時まで

イ 11月1日から翌年1月31日までの期間 次の(ア)又は(イ)に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定める時間

(ア) 小学校の授業日 下校時から午後4時30分まで

(イ) 小学校の休業日 午前8時30分から午後4時30分まで

(8) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第19条第1項の規定による認定を受けていること。ただし、

新たに放課後児童健全育成事業を開始する補助対象事業者については、当該事業の開始の日から起算して 3 箇月以内に当該認定を受けているものとする。また、事業者の責めによらない理由等により認定を受けることができない場合において、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 補助対象事業者は、市長が前項第 7 号に規定する開所時間を延長する必要があると認める場合は、午後 7 時まで延長しなければならない。

3 補助対象事業者は、前 2 項の開所時間について、市長が必要があると認める場合は、変更することができる。

(事前協議)

第 4 条 市長は、新たに事業を開始しようとする補助対象事業者があるときは、あらかじめ市長と協議を行うよう求めなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議が整ったときは、当該補助対象事業者に対し、事業を開始しようとする日の属する年度の前年度の 9 月 30 日（当該日までに提出することができないことについて特別の事由があると市長が認めるときは、市長が別に定める日）までに事前協議書（様式第 1 号）を提出するよう求めなければならない。

3 市長は、前項の事前協議書の内容に変更が生じる見込みがあるときは、改めて、速やかに事前協議書を提出するよう求めなければならない。

4 市長は、第 2 項の規定による事前協議書の提出があったときは、内容を審査し、承認又は不承認を決定し、宝塚市放課後児童健全育成事業事前協議承認・不承認通知書（様式第 2 号）により、その結果を補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の種類、補助基準額及び補助対象経費等)

第 5 条 市長は、補助対象事業者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助金の種類は、運営補助、開設準備補助及び閉鎖費用補助とする。

3 運営補助に係る補助金の額は、別表基準額の欄に定める額と同表の補助対象経費の欄に定める費用の額の合計のうち、いずれか低い額から育成料を控除した額（控除した後の額が零以下のときは、零）とする。

4 年度の途中において事業を開始又は廃止する場合の運営補助に係る補助金の額は、事業を開始又は廃止した日の属する月を含む月割りの額とする。

5 開設準備補助及び閉鎖費用補助に係る補助金の額は、別表に定める補助対象経費のうち、市長が必要と認めた額とする。

(運営補助の補助対象期間)

第 6 条 運営補助の対象とする期間は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 第 4 条第 4 項の承認を受けた補助対象事業者は、宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請に係る補助金を交付するか否かを決定する。

2 申請に係る補助金を交付することとしたときは宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により、交付しないこととしたときは宝塚市放課後児童健全育成事業補助金不交付決定通知書（様式第 4 号の 2）により、前条の規定による申請を行った補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 市長は、前条第1項の規定により当該申請に係る補助金を交付する旨の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書を提出させなければならない。

2 市長は、前条の規定による補助金請求書の提出があったときは、運営補助に係る補助金にあっては5月及び11月(これと異なる時期に交付する必要があると市長が特に認める場合にあつては、随時)に、開設準備補助又は閉鎖費用補助に係る補助金は、交付決定後、随時交付するものとする。

(事業内容の変更)

第10条 補助事業者は、事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ宝塚市放課後児童健全育成事業変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請に係る変更を承認するか否かを決定する。

3 市長は、前項の規定により申請に係る変更を承認し又は承認しないこととしたときは、宝塚市放課後児童健全育成事業変更承認・不承認通知書(様式第5号の2)によりその旨を事業者に通知するものとする。

(事業の休止又は廃止)

第11条 補助事業者は、事業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ宝塚市放課後児童健全育成事業(休止・廃止)届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の追加交付)

第12条 市長は、第10条第2項の規定により承認した変更により変更された後の事業内容で第7条の規定による申請があったときは、交付すべき補助金の額がすでに交付した補助金の額を上回る場合において、補助事業者が当該上回る部分について補助金の交付を求めようとするときは、当該補助事業者が宝塚市放課後児童健全育成事業補助金追加交付申請書(様式第7号)を提出させなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請に係る補助金を交付することを決定し、宝塚市放課後児童健全育成事業補助金追加交付決定通知書(様式第7号の2)により、前項の規定による申請を行った補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により当該申請に係る補助金を交付する旨の決定を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書を提出させなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象期間が終了したときは、その終了の日から30日以内に宝塚市放課後児童健全育成事業実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(審査等)

第14条 市長は、補助事業者から実績報告書による報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その結果を補助事業者に通知するとともに、当該補助事業者に対し交付すべき補助金の額を決定する。

2 市長は、前項の規定による審査等の結果、事業内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、是正を求めることができる。

3 前項の規定による是正の求めを受けた補助事業者は、直ちに措置を講じるとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により補助金の額を決定したときは、補助事業者に対し、宝塚市放課後児童健全育成事業補助金精算通知書（様式第9号）によりその額を通知するものとする。

5 市長は、第9条第2項の規定により交付した補助金の額が第1項の規定により補助金の額として決定した額を上回るときは、補助事業者に対し、当該上回る部分に相当する額を返還するよう求めなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 市長の承認なしに事業を変更し、休止し、又は廃止したとき。
- (4) 当該事業に関して詐欺その他不正行為があったとき。

（書類の整備及び保存）

第16条 補助事業者は、児童の利用状況、職員の勤務状況及び補助対象事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、各年事業年度の補助対象期間終了後5年間保存しなければならない。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条（第8号に係る部分に限る。）の規定は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条（第8号に係る部分に限る。）の規定は、令和9年4月1日以後に行う宝塚市放課後児童健全育成事業（令和10年3月31日までに事業所を閉鎖する宝塚市放課後児童健全育成事業を除く。）について適用し、令和9年4月1日以前に行う宝塚市放課後児童健全育成事業及び同日以後に行う宝塚市放課後児童健全育成事業であって令和10年3月31日までに事業所を閉鎖するものについては、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

補助区分		補助対象経費	基準額
運 営 補 助 費	基本補助	人件費（報酬、給料、職員手当等、社会保険料、賃金及び通勤旅費）、消耗品費、光熱水費、事務費（役務費、使用料、賃借料、原材料費等）その他事業に必要な経費（市長と事前に協議したものに限る。） ※上記、賃借料には建物賃借料は除く。	年間平均入所児童数 ア 40人以下 10,981,000円 イ 41人～50人 12,313,000円 ウ 51人～70人 14,913,000円
	建物賃借及び原状回復	建物賃借料、建物の原状回復に係る経費	予算の範囲内で市と協議して定めた額
	障がい児受入加算	障がい児の受入れに必要な経費	2,059,000円
	バス等児童送迎支援加算	バス等による児童の送迎に必要な経費	予算の範囲内で市と協議して定めた額
	処遇改善 （月額9,000円相当の賃金改善）	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に準ずる。 ※1 支援の単位当たり月額最大は33,000円とする。	396,000円
開設準備補助費	建物整備費、備品整備費、礼金等開設に必要な経費	予算の範囲内で市と協議して定めた額	
閉鎖費用補助費	建物賃借料、建物の原状回復に係る経費、備品処分費、運搬費等閉鎖に必要な経費	予算の範囲内で市と協議して定めた額	

（あて先）宝塚市長

所在地 \_\_\_\_\_

法人（団体）名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

宝塚市放課後児童健全育成事業実施に係る事前協議書

宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり事前協議書を提出します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の実施場所
- 3 事業開始日
- 4 予定年間平均児童数
- 5 休業日
- 6 年間開設日数
- 7 開所時間
- 8 育成料
- 9 添付書類
  - (1) 法人の定款、寄付行為、団体の規約等
  - (2) 事業の収支予算書
  - (3) 事業計画書
  - (4) その他事業の内容が分かる書類

法人（団体）名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 様

宝塚市長

宝塚市放課後児童健全育成事業事前協議承認・不承認通知書

年 月 日付で宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき事前協議のありました宝塚市放課後児童健全育成事業について、下記のとおり承認します。（不承認とします。）

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の実施場所
- 3 不承認とする理由（不承認の場合）
- 4 その他
- 5 留意事項
  - (1) 承認を受けた事前協議書の内容に変更があるときは、速やかにあらためて事前協議書を提出してください。
  - (2) 事業開始後に、事業内容を変更し、休止し、又は終了しようとするときは、あらかじめ「放課後児童健全育成事業変更申請書（様式第5号）」を提出し、承認を受けてください。

年 月 日

(あて先) 宝塚市長

所在地 \_\_\_\_\_

法人 (団体) 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

### 宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書

宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 事業の名称
- 2 事業の実施場所
- 3 事業開始日
- 4 予定年間平均児童数
- 5 補助金の種類
- 6 補助基準額又は補助対象経費
- 7 補助申請額
- 8 添付書類
  - (1) 法人の定款、寄付行為等
  - (2) 事業の収支予算書
  - (3) 事業計画書
  - (4) その他事業の内容が分かる書類

法人（団体）名

代表者名 様

宝塚市長

宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請のありました宝塚市放課後児童健全育成事業補助金について、同要綱第8条の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の実施場所
- 3 補助金の種類
- 4 補助基準額又は補助対象経費
- 5 補助金交付決定額
- 6 補助金の交付時期
- 7 留意事項
  - (1) 交付決定額を上回る補助金の交付を求める場合は、「宝塚市放課後児童健全育成事業補助金追加交付申請書（様式第7号）」を提出してください。
  - (2) 補助対象期間が終了したときは、当該終了日から30日以内に「宝塚市放課後児童健全育成事業実績報告書（様式第8号）」を提出してください。
  - (3) 必要があると認めるときは、現地調査や経理の状況等について調査する場合があります。
  - (4) 次の項目に該当する場合は、交付決定を取り消す場合があります。

- ア 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- イ 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ウ 補助対象事業を市長の承認なしに変更し、休止し、又は廃止したとき。
- エ 補助対象事業に関して詐欺、その他不正行為を行ったとき。
- オ その他、宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に違反したとき。

年 月 日

法人（団体）名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 様

宝塚市長

宝塚市放課後児童健全育成事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請のありました宝塚市放課後児童健全育成事業補助金について、不交付とすることを決定しましたので、同要綱第8条の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の実施場所
- 3 補助金の種類
- 4 不交付理由
- 5 その他

年 月 日

（あて先）宝塚市長

所在地 \_\_\_\_\_

法人（団体）名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

宝塚市放課後児童健全育成事業変更申請書

年 月 日付で承認のあった宝塚市放課後児童健全育成事業について、下記のとおり変更したく、宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき下記のとおり申し出します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の実施場所
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容
- 5 変更年月日
- 6 添付書類

年 月 日

法人 (団体) 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 様

宝塚市長

宝塚市放課後児童健全育成事業変更承認・不承認通知書

年 月 日付で宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき申出のありました宝塚市放課後児童健全育成事業の変更について、下記のとおり承認・不承認 とします。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の実施場所
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容
- 5 変更年月日
- 6 その他

年 月 日

（あて先）宝塚市長

所在地 \_\_\_\_\_

法人（団体）名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

宝塚市放課後児童健全育成事業休止・廃止届出書

年 月 日付で承認のあった宝塚市放課後児童健全育成事業について、下記のとおり休止・廃止したく、宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき下記のとおり届け出します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の実施場所
- 3 休止・廃止の理由
- 4 事業を休止する期間又は事業を廃止する日
- 5 添付書類

（あて先）宝塚市長

所在地

法人（団体）名

代表者名

印

宝塚市放課後児童健全育成事業補助金追加交付申請書

年 月 日付で交付決定のあった宝塚市放課後児童健全育成事業補助金について、変更が生じたので、宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の実施場所
- 3 補助金等交付済額
- 4 補助金追加交付申請額
- 5 変更の理由
- 6 添付書類

年 月 日

法人（団体）名

代表者名 様

宝塚市長

宝塚市放課後児童健全育成事業補助金追加交付決定通知書

年 月 日付で宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき申請のありました宝塚市放課後児童健全育成事業補助金の追加交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 事業の名称

2 事業の実施場所

3 補助金額 交付済額 円

追加交付額 円

4 その他

年 月 日

（あて先）宝塚市長

所在地 \_\_\_\_\_

法人（団体）名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

### 宝塚市放課後児童健全育成事業実績報告書

年 月 日付で交付決定のあった宝塚市放課後児童健全育成事業が完了したので、宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき下記のとおり実績報告します。

#### 記

- 1 事業の名称
- 2 事業の実施場所
- 3 補助金の種類
- 4 補助基準額又は補助対象経費
- 5 補助金交付決定額
- 6 添付書類
  - (1) 事業の収支決算書
  - (2) 事業報告書
  - (3) その他

法人（団体）名

代表者名 様

宝塚市長

宝塚市放課後児童健全育成事業補助金精算通知書

年 月 日付で宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき実績報告のありました宝塚市放課後児童健全育成事業補助金について、同要綱第14条の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の実施場所
- 3 補助金の種類
- 4 補助金交付済額
- 5 補助金確定額
- 6 精算額